

『社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)』に関するコールセンター開設

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)とは

国民の皆さま一人ひとりに通知される12桁のマイナンバー(個人番号)により、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きをする時、添付書類の削減などにより手続きが簡素化されます。個人ごとの所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなることで脱税や不正受給などが防止され、困っている方への支援も行き届きやすくなり、行政の労力も大幅に削減される制度です。

※マイナンバーの通知は平成27年10月からとなります。

※行政手続の分野は、法律で定められたものとなります。

コールセンターについて

【日本語窓口】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

※番号の下四桁0178は「マイナンバー」の語呂合わせです。

【外国語窓口】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>

※今年度は英語のみの対応。来年度からは英語のほか、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応予定。

【営業時間】 平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

なお同制度に関する詳細は下記のホームページにも掲載されています。

(内閣官房) 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

【問合せ先】新政策審議室 ☎215-8003

だまされないで! 「ニセ電話詐欺」!



二七電話詐欺とは
振り込め詐欺に代表される「特殊詐欺」を言います。例えば、身内の職員になりすました犯人が、被害者に対して『二七の電話』をかけて現金をだまし取ろうとするところから、平成二六年七月一日より茨城県警ではこの名称にしました。

☆お金の話が出たら詐欺だと思ってください!
家族や警察、消費生活センターなどに相談してください!
慌ててお金を用意せず、

二七電話詐欺とは
振り込め詐欺に代表される「特殊詐欺」を言います。例えば、身内の職員になりすました犯人が、被害者に対して『二七の電話』をかけて現金をだまし取ろうとするところから、平成二六年七月一日より茨城県警ではこの名称にしました。

☆日中、高齢者が一人でいる場合は、留守番電話にしておきましょう!
そこで・
これらはすべて「ニセ電話詐欺」の手口のほんの一部です。この他にも様々な手口で皆さんの財産を狙ってきます。
犯人は自分の声を残すことを嫌います。

◎携帯電話の番号が変わった!
◎会社のお金を使い込んでしまった!
◎今日中にお金を払わないと会社を首になる!

◎未公開株で必ず儲かる!
◎宝くじの当選番号を教える!
◎被害を取り戻せます!

◎パンフレットが届いた人しか権利書を購入できない!
◎代わりに権利書を購入してくれば高く買い取る!

町内でも、「ニセ電話詐欺」による被害が発生しています。自分の大切な財産を守るためにも次のようない電話がかかってきたら要注意です!

不動産取得税の軽減について

住宅・住宅用土地などを取得した場合、また東日本大震災等の災害により家屋・土地が被災した場合、一定の要件を満たせば申請により軽減措置が受けられます。

◇不動産取得税とは

不動産取得税とは、土地を取得、または建物を建築・取得等したときに課税される税金です。

不動産取得税の税率:住宅及び土地の場合 3% (平成27年3月31日まで)、店舗・事務所等住宅以外の建物の場合 4%

☆税額の算出方法…固定資産評価額(※) ×税率 = 税額

※固定資産評価額とは、町の固定資産課税台帳に登録されている価格

《土地に対する軽減措置》

1. 宅地・宅地に類する土地の特例
(平成27年3月31日までに土地を取得した場合、特例により固定資産評価額の2分の1が控除されます)
2. 住宅用土地の減額
 - (1) 土地を取得した日から3年、またはその1年前以内に住宅部分の床面積が50m²以上240m²以下(賃貸用のアパート・マンションの場合は一区画あたり40m²以上240m²以下)の住宅を新築した場合。
 - (2) 土地を取得した日から1年、またはその1年前以内に住宅部分の床面積が50m²以上240m²以下で、次のいずれかの既存住宅を取得し、取得者自身が当該住宅に居住する場合。
 - ア 昭和57年1月1日以降に新築された既存住宅
 - イ 取得した2年前以内に新耐震基準に適合していることが証明されている既存住宅

《住宅(戸建て住宅・マンション※別荘は除く)に対する軽減措置》

3. 新築住宅の特例控除
住宅部分の床面積が50m²以上240m²以下(賃貸用のアパート・マンションの場合は一区画あたり40m²以上240m²以下)の住宅を新築した場合、課税対象額(固定資産評価額)から一定額が控除されます。
4. 既存住宅の特例控除
住宅部分の床面積が50m²以上240m²以下で、次のいずれかの既存住宅を取得し、取得者自身が当該住宅に居住する場合、新築された年月日により固定資産評価額から一定額が控除されます。
 - ア 昭和57年1月1日以降に新築された既存住宅
 - イ 取得した2年前以内に新耐震基準に適合している既存住宅
 - ウ 平成26年4月以降に新耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、入居前に新耐震基準に適合するための改修を行った住宅

《その他の軽減措置》

5. 東日本大震災などによる災害減免等
 - (1) 東日本大震災などにより被災し、その代替家屋・その家屋の代替土地を取得した場合。
 - (2) 家屋・土地を取得後1年以内にその家屋・土地が災害などにより滅失、全半壊等した場合。
6. その他の軽減
 - ・公共事業に伴う代替不動産を取得した場合。
 - ・法人が茨城県内に特定の業種に供する事務所または事業所を新設または増設し、そこで働く従業員が5人以上増加した場合(茨城県産業活性化条例に基づく課税免除)。
 - ・茨城産業再生特区計画の指定事業者が、承認された計画に基づき、土地を取得し、又は家屋を新築した場合(茨城県復興県税条例に基づく課税免除)

○県税に関するホームページもご参照ください

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm>

○詳細はお問い合わせください

【問合せ先】茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎ 029-221-4820